

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の44の項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 つについては、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱う。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する資格確認書及び資格情報のお知らせ(以下、「資格確認書等」という。)の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理 2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理 ⑥ 産前産後軽減の届出の受理、審査及び処理 5 保険料の収納・滞納整理に関する事務 ① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務 ② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務 ③ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。 6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、個人番号カードを資格確認書等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。 ①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理 ②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理 ≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国民健康保険システム標準化前に使用するシステム
②システムの機能	(別紙1)国民健康保険システム標準化前に使用するシステム一覧のとおり
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国民健康保険システム(以下「国保システム」という。)
②システムの機能	国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 資格確認書等の作成及び資格確認書等交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び資格確認書等の作成 ④ 滞納世帯の情報を集約し、減免・軽減情報や不現住情報の照会 2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行 4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国保情報集約システム、統合収納・滞納システム、システム基盤(市中間サーバー)、特定健診・特定保健指導システム、庁内各業務システム)
システム3	
①システムの名称	国保・介護・後期 統合収納システム・統合滞納システム
②システムの機能	国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理または滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。 <収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの情報連携 2 金融機関・収納代行業者等からの収納情報連携 3 統合滞納システムからの情報連携

	<滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算 6 統合収納システムとの情報連携
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 国保システム、庁内各業務システム ）
システム4	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム
	☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) ）
システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。

システム7

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム								
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☒ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td>☐ その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 ()	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 ()									

システム8

①システムの名称	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)								
②システムの機能	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))									

システム9

①システムの名称	特定健診・特定保健指導システム
②システムの機能	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（国保システム(FTP連携)）
システム10	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	医療保険者等全体又は医療保険制度横断で個人番号カードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が運営する。 1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報（又はその一部）、資格情報及び各種証情報（個人番号含む。）を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供（個人番号を含まない。） 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能（国民健康保険に関する事務においてははこの機能は用いない。） 3 本人確認事務に係る機能（同上）
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（
3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。 2 市外転入者の所得等の確認について、紙媒体による確認よりも事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減（証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約）につながる。 4 オンライン資格確認等システムを用いることで、①資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、②高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、③被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、④後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例（平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。） 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 住民基本台帳法第30条の9 別表第一項番73の2(J-LIS照会による本人確認)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく〈利用特定個人情報の提供に関する命令〉主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、55の2、55の3、56、65、69、70、81、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173、173の2の項) (情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(特定個人番号利用事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(69、70、71、160の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
—	